

省エネ（熱損失防止）改修工事に伴う固定資産税（家屋）の減額措置要項

令和13年3月31日までに省エネ改修工事（熱損失防止改修工事）を行われ、かつ、**改修が完了した日から3か月以内に申告があったもの**に限り、**該当家屋にかかる翌年度分の固定資産税の税額を3分の1（120㎡まで）減額**します。

なお、認定長期優良住宅に該当することになった住宅については、減額される割合が3分の1から3分の2に拡充されます。

1 減額の対象となる家屋の要件

平成26年4月1日以前から所在し、かつ、下記の要件をすべて満たす家屋

- (1) 平成26年4月1日から**令和13年3月31日まで**に省エネ改修工事を行った家屋（賃貸住宅を除く）
- (2) 省エネ改修後の断熱部位が、**いずれも平成28年基準を新たに満たしていること**。
- (3) 改修後の床面積が登記簿表示上で**40㎡以上240㎡以下**であること
- (4) 店舗等併用住宅の場合、住宅として用いられている部分の割合が2分の1以上であること

2 対象となる改修工事の要件

省エネ改修工事が国土交通省の告示で定める省エネ基準（**平成28年省エネ基準**）に適合し、かつ、下記の2点の要件の**どちらかを満たしていること**。

- (1) 以下の工事内容であり、省エネ改修工事費の合計金額（国、地方公共団体からの補助金等を除く自己負担額）が、**60万円（税込）を超えていること**

【対象工事】

・窓の断熱改修工事（※必須工事）

- （※）ガラスの交換、内窓の新設又は交換、サッシ及びガラスの交換
- ・窓の断熱改修工事と合わせて行う床の断熱改修工事、天井の断熱改修工事、壁の断熱改修工事
 - （※）外気に接する断熱改修工事
 - （※）当該断熱工事の基準は平成28年省エネ基準を満たすものが対象

- (2) **上記（1）に記載の省エネ改修工事において、工事費が50万円（税込）を超え、かつ、下記の工事とあわせた省エネ改修工事費の合計金額（国、地方公共団体からの補助金等を除く自己負担額）が、60万円（税込）を超えていること**

【対象工事】

- ・太陽光発電設備の設置工事
- ・高効率空調機の設備設置工事
- ・高効率給湯器の設備設置工事
 - （※）潜熱回収型給湯器、ヒートポンプ式電気給湯器、燃料電池コージェネレーションシステム
- ・太陽熱利用システムの設備設置工事

3 減額される割合や適用される期間について

(1) 減額適用期間

省エネ改修工事が完了した翌年度分（1年度のみ）

(2) 減額の内容

工事完了時の翌年度の該当家屋の固定資産税額の3分の1が減額されます。

認定長期優良住宅の場合は3分の2が減額されます。

(※) 一戸あたり120㎡相当分までが限度となります。

(※) 土地及び都市計画税は減額されません。

4 申告手続及び必要書類

工事完了日から**3か月以内**に、次の書類又はその写し等を第6項に記載の提出先に提出願います。

(1) 住宅の省エネ改修工事に伴う固定資産税減額申告書

(※) 申告書様式は税務課窓口又はホームページにあります。

(2) 増改築等工事証明書

増改築等工事証明書は下記の者がこの書類を発行することができます。

- ・登録された建築士事務所に属する建築士
- ・指定確認検査機関
- ・登録住宅性能評価機関
- ・住宅瑕疵担保責任保険法人

(※) 増改築等工事証明書の概要等は、国土交通省ホームページをご覧ください。

(3) 工事内容及び金額を示す工事明細書及び領収書

(※) 省エネ改修工事に要した費用が上記2(1)又は(2)の要件を満たしていること

(4) 認定長期優良住宅の場合は、長期優良住宅認定通知書の写し

(5) 補助金等の交付決定が確認できる書類（補助金等の交付を受けた場合のみ）

5 その他

- ・新築住宅または耐震改修工事等の減額措置を受けている期間中は適用されません。
- ・本減額措置の対象外であっても、加東市独自の省エネ改修工事に係る補助金制度の対象となる可能性があります。補助金制度の有無や要件等の詳細に関しては加東市市民協働部生活環境課（TEL:0795-43-0502）にお問い合わせください。

6 申告書類の提出先及び問合せ先

改修工事完了後、3か月以内に必要な書類を添えて、加東市総務財政部税務課へ申告書を提出して下さい。

〒673-1493

兵庫県加東市社50

加東市総務財政部税務課 資産税係

電話 0795-42-3301（内線）113